

北泉保育園重要事項説明書

令和1年10月1日

1 施設設置者

| | |
|-------------|------------------|
| 事業者の名称 | 社会福祉法人北泉福祉会 |
| 代表者氏名 | 理事長 富山 茂 |
| 法人の所在地 | 埼玉県本庄市西五十子620-1 |
| 法人の電話番号 | 0495-24-2572 |
| 定款の目的に定めた事業 | 第2種社会福祉事業 保育所の経営 |

2 施設の目的

| | |
|-------|-------------------------------------|
| 事業の目的 | 地域の乳幼児を受入れ、心身ともに健やかに育成されるよう支援する。 |
| 運営方針 | 保育の質の向上並びに事業の透明性の確保を図り、地域福祉の推進に努める。 |

3 保育所の概要

| | |
|-------------|-------------------------|
| 名称 | 北泉保育園 |
| 所在地 | 埼玉県本庄市西五十子620-1 |
| 認可又は認証年月日 | 昭和51年4月1日 |
| 電話番号 | 0495-24-2572 |
| 施設長名 | 富山 茂 |
| 入所定員 | 120名 |
| 職員数 | 36名 |
| 扱う保育事業の種類 | 通常保育、時間外保育、一時預かり保育、病児保育 |
| 自己評価の概要 | 職員による保育内容等の自己評価を定期的実施 |
| 職員への研修の実施状況 | 縣市町村の研修会に随時参加 |
| 嘱託医 | 2名 |

4 開所日・開所時間及び休所日

| | | | | |
|--------|----------------------|-----------|-------|--------------|
| 開園日 | 月曜日から土曜日 | | | |
| 開園時間 | 月～金曜日 | 7時～19時 | 土曜日 | 7時～18時 |
| 規定保育時間 | 標準時間認定 | 8時～16時30分 | 短時間認定 | 8時30分～16時30分 |
| 休園日 | 日曜日、祝祭日、12月29日から1月3日 | | | |

5 施設の概要

| | | |
|-------|---|-----------------------|
| 敷地・園庭 | 敷地 3,767 m ² | 園庭 890 m ² |
| 建物 | 重量鉄骨2階建て1棟 | |
| 施設の内容 | 乳児室、ほふく室 126.92m ² 保育室5室 245.59m ² 調理室1室 38.55m ² 時預かり室1室 61.16m ² 子育て支援室 81.87m ² その他 537.37m ² | |
| 設備の種類 | 冷暖房設備、屋外プール | |
| 安全保障 | 賠償責任保険加入 | |
| その他 | 屋外遊技場 890m ² | |

6 職員体制(平成27年4月1日現在)

| | 常勤 | | 常勤者の資格 | 非常勤 | | 非常勤者の資格 |
|--------|----|---|---------|-----|---|---------|
| 施設長 | 1 | 人 | 施設長 | | 人 | |
| 保育従事職員 | 10 | 人 | 保育士 | 10 | 人 | 保育士 |
| その他の職員 | | 人 | | | 人 | |
| 調理員 | 2 | 人 | 栄養士・調理師 | 2 | 人 | 栄養士・調理師 |
| 事務員 | | 人 | | | 人 | |

※職員数は変動することがあります

7 保育計画

| グループ | 保育計画 |
|-------|--|
| 0歳児 | 一人一人の生活のリズムに応じて家庭と同じようにし新しい生活に移行できるようにする |
| 1歳児 | 保育の流れにそって、食事や排せつ、午睡などの生活リズムを安定させると共に、保育者や友達とも親しめるようにする |
| 2歳児 | 簡単な身の回りの始末を自分で出来るようにし、身の回りの物の名前を覚えたり、言葉のやりとりをできるようにしていく |
| 3歳児 | 基本的な生活習慣を身につけ、自分で出来ることは進んでし、友達との関わりにも興味をもち一緒に遊ぶ楽しさを感じていく |
| 4歳児 | 生活や遊びの決まりを守り、思ったことや考えたことなどを保育者や友達に分かるように伝えられるようにしていく |
| 5歳児 | 基本的な生活習慣を身につけ、自覚や自信をもって意欲的に活動すると共に就学への期待をもたせていく |
| その他 | 保育者や友達と一緒に生活することになれ安心して動けるようにする |
| 年間行事等 | 入園進級式、こどもの日、親子バス旅行、七夕、夕涼み会、運動会、発表会、お正月、餅つき、豆まき、ひな祭り |

8 毎日の保育の流れ

(1) 1日の保育のスケジュール

| 時間 | 朝 | 昼 | 夕方 |
|-----|--|---|----|
| 0歳児 | 登園・視察・挨拶・遊び・授乳・オムツ・遊び(設定保育)睡眠・オムツ・離乳食・歯磨き・オムツ・睡眠・検温・授乳・オムツ・遊び・オムツ・降園 | | |
| 1歳児 | 登園・視察・挨拶・身支度・遊び・おやつ・設定保育・遊び・昼食・歯磨き・午睡・検温・おやつ・帰り支度・遊び・降園 | | |
| 2歳児 | 登園・視察・挨拶・身支度・遊び・おやつ・設定保育・遊び・昼食・歯磨き・午睡・検温・おやつ・帰り支度・遊び・降園 | | |
| 3歳児 | 登園・視察・挨拶・身支度・遊び・設定保育・昼食・午睡・おやつ・帰り支度・遊び・降園 | | |
| 4歳児 | 登園・視察・挨拶・身支度・遊び・設定保育・昼食・午睡・おやつ・帰り支度・遊び・降園 | | |
| 5歳児 | 登園・視察・挨拶・身支度・遊び・設定保育・昼食・午睡・おやつ・帰り支度・遊び・降園 | | |

(2) お散歩のコース

保育園→本庄総合公園、保育園→四季の里公園、保育園→近隣

9 昼食等について

| | |
|------------|--|
| 昼食・おやつ | <p>食事の提供方法: 自園調理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・親子バス旅行、園外保育などでお弁当の持参をお願いする日があります。 ・献立表は毎月のお便り、ホームページでお知らせします。 |
| アレルギー等への対応 | アレルギーがある場合には、栄養士、保育士、保護者との面談の上、医師の指示書に従った除去食、代替え食の提供を行います。 |
| 衛生管理等 | <p>大量調理施設マニュアル基準に沿って、衛生管理を行います。</p> <p>日々の健康管理、確認及び一月に一度の検便検査の実施を行います。</p> <p>年に3回の外部検査機関による衛生食品検査を通じ、衛生管理を徹底しています。</p> |

10 入園時に必要な書類等

| | |
|-----|----------------------------------|
| (1) | 住居が確認できるもの。 |
| (2) | 保護者の連絡先を明確にするもの。 |
| (3) | 児童の体調を確認するもの。(病歴、予防接種の記録やアレルギー等) |

11 保育所と保護者との連携について

| | |
|-----|---|
| (1) | 乳幼児の保育園での状況や家庭での状況を相互連絡し合うために連絡帳を活用します。 体温、食事、遊び、覚えた事、挑戦している事、失敗した事、排便状況など乳幼児の園での様子をお伝えします。 保護者も家庭での様子を出来るだけ詳細に記入して下さい。 |
| (2) | 月に1回、園便りを発行します。月の行事や共通連絡事項などをお知らせします。 |

12 保護者の方が用意するもの

(1)入園時に用意するもの

未満児:布団一式、おむつ、着替え、口吹きタオル、
食事用エプロン、手拭タオル、歯ブラシ(コップ含む)
3歳以上児:布団一式、着替え、歯ブラシ(コップ含む)、
箸セット、手拭タオル、上履き

(2)毎日持参するもの

連絡帳の他、上記の中で不足したものをお持ちいただきます。

13 保護者会について

保護者会はありません。
各行事を実施する際に、可能な方にはお手伝いをお願いすることがあります。

14 健康診断について

(1)健康診断

年1回嘱託医が検診します。検診の結果については、児童票(日々の成長記録)及び連絡帳に記載します。

(2)身体測定

年12回行います。結果は、児童票及び連絡帳に記載します。

15 料金

- ① 特定教育・保育に係る利用者負担(保育料)
支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。
保育料の納入は原則口座振替をご利用ください(口座引き落とし日は毎月25日)。
ただし、納付書による納入も可能です。
- ② 保育の提供に要する実費に係る利用者負担額(実費負担)
①に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。
お支払方法については別途お知らせします。

16 保育所のご利用に際して留意していただきたいこと

| | |
|-------------------------|--|
| 欠席する場合又は 登所の時間が遅れる場合 | 当日に欠席する場合又は遅れる場合は、午前9時迄に ピクロメールにてご連絡願います。 |
| お迎えが遅れる場合 | お迎えが遅れる場合は、原則としてお迎えの予定時間の1時間 前までにご連絡下さい。 |
| 毎朝の体温確認 | 登園前に必ず体温や健康状態の確認を行ってください。 |
| 感染症について | 感染症にかかった場合は、「保育所における感染症対策ガイドライ ン」の規程による出席停止期間中は登園できません。再登園する際 には医師による「治癒届け」の証明が必要です。 |
| 発熱のある場合について | 熱が37.5度以上ある場合は、登園できません。 |
| 投薬について | 医療行為に当たるため原則として行いません。ただし、医師の処方を受 けた薬に限り、医師の指示に基づき行う事が出来ます。必要があ る場合は個別にご相談させていただきます。 |
| 土曜日の利用についての必要書類 | 事前に、土曜保育の申込みが必要です。 |

17 賠償責任保険の加入

| | |
|-------|------|
| 1事故 | 5億 円 |
| 1名につき | 5億 円 |

18 緊急時の対応方法

- (1) 保育中に容体の変化等があった場合は、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡をし
嘱託医又は主治医へ連絡をとるなど必要な措置を講じます。
- (2) 保護者と連絡が取れない場合には、乳幼児の身体の安全を最優先させ、当保育所が責任を持
って、しかるべき対処を行いますので、あらかじめご了承願います。

| | | | | |
|-----|--------|---------------|----|--------------|
| 嘱託医 | 氏名 | 清水クリニック 清水由紀夫 | | |
| | 所在地 | 本庄市前原1-1-13 | | |
| 救急隊 | 管轄消防署名 | 中央消防署 | | |
| | 所在地 | 本庄市西富田904-3 | 電話 | 0495-24-0119 |
| 警察署 | 管轄警察署名 | 本庄警察署 | | |
| | 所在地 | 本庄市本庄4-2-7 | 電話 | 0495-22-0110 |

19 非常災害時の対策

| | | |
|-------------------|------------------------------------|------------|
| 消防計画作成(変更) 届出書 | 児玉郡市広域消防本部 防火管理者 富山 亨子 | |
| 避難訓練 | 保育園では、毎月避難消火訓練を実施。 年1回、総合訓練を実施。 | |
| 防災設備 | 火災報知器、消火器 | |
| 避難場所 | 第一避難場所 | 保育園園庭 |
| | 第二避難場所 | 総合公園シルクドーム |

20 保育内容に関する相談・苦情

(1) 当保育所

| | | | | |
|------------|----------------------------|-------|----|--------------|
| 相談・苦情受付担当者 | 氏名 | 浅見 利恵 | 電話 | 0495-24-2572 |
| 相談・苦情解決責任者 | 氏名 | 富山 茂 | 電話 | 0495-24-2572 |
| 受付方法 | 面接・電話・文書などの方法で相談・苦情を受付けます。 | | | |

(2) 当保育所以外

| | |
|--------------|----------------------------|
| 本庄市役所 保健部保育課 | |
| 所在地 | 本庄市本庄3-5-3 電話 0495-25-1128 |

別 表

1. 延長保育に関わる利用者負担

●標準時間認定/開園時間・時間外保育

- ・開園時間 月曜～金曜 7:00～19:00 土曜7:00～18:00
- ・土曜日は希望保育になります。希望保育は、家庭での保育が都合により出来ない方の保育です。
- ・規定保育時間は8:00～16:30です。時間外保育を希望の方は、月末に翌月の希望をとりますので申し込みして下さい。
- ・時間外保育は長時間保育料金として、午後6時以降の長時間分を月末に累積計算して、1時間毎に500円で計算し翌月に集金させていただきます。但し、上限金額を3,000円とします。

●短時間認定/開園時間・時間外保育

- ・開園時間月曜～金曜7:00～19:00 土曜7:00～18:00
- ・土曜日は希望保育になります。希望保育は、家庭での保育が都合により出来ない方の保育です。
- ・規定保育時間は8:30～16:30です。時間外保育を希望の方は、月末に翌月の希望をとりますので申し込みして下さい。
- ・時間外保育は長時間保育料金として、朝7時から8:30、午後4時30分以降の長時間分を月末に累積計算して、1時間毎に500円で計算し翌月に集金させていただきます。但し、上限金額を5,000円とします。

2 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

| 項目 | 内容、負担を求める理由及び目的 | | 金額 (円) |
|-----|--------------------------|-----|--------------|
| 給食費 | 3歳児クラス以上（2号認定）に係る給食費(注)1 | | 月額 5,500(注)2 |
| 教材 | 粘土板 | 2歳児 | 430 |
| | マーカー | 2歳児 | 500 |
| | シール遊び | 2歳児 | 470 |
| | 補助バック | 3歳児 | 390 |
| | 切り紙遊び | 3歳児 | 400 |
| | お道具箱 | | 830 |
| | カバン | | 2,860 |
| | 粘土ペラ | 3歳児 | 209 |
| | はさみ | 3歳児 | 260 |
| | 粘土ケース | 3歳児 | 240 |
| | ピアノカ | 3歳児 | 5,225 |
| | 文字数1 | 4歳児 | 370 |
| | 学習 | 4歳児 | 380 |
| | 学習 | 5歳児 | 380 |
| 被服 | カラー帽子 | 入園時 | 900 |
| | 制服上 | 3歳児 | 6,490 |
| | 制服下 | 3歳児 | 4,290 |
| | 夏の制服 | 3歳児 | 2,360 |
| | 帽子 | 3歳児 | 3,300 |
| | 体操着上下（夏用） | 3歳児 | 3,457 |
| | 体操着上下（冬用） | 3歳児 | 5,500 |
| | スイミングキャップ | 3歳児 | 410 |

(注)1 給食費は副食費 4,500 円、主食費 1,000 円の合計額です。

(注)2 副食費免除が実施される世帯については、1,000 円です。

・国基準による副食費免除：一般世帯の場合は概ね世帯年収 360 万円未満の世帯。決定は市からの通知による。

・市による副食費免除：市の多子世帯副食費軽減事業実施要項による。

*教材、被服は保育教材業者が保育園で販売します。

*上記費用の支払いを受けた場合は、要望により領収証を交付いたします。